

健康福祉審議会 資料別冊

地域見守り支えあいネットワークはご存じですか？

～見守り支援が必要な人は登録しましょう～

市では、高齢者や障がいのある人などを対象とした見守り制度を進めています。見守り支援が必要な人は、ぜひ「地域見守り支えあいネットワーク」に登録しましょう。

岡地域福祉課（地域福祉係） ☎ 72-7854

●地域見守り支えあいネットワークとは？

日頃の見守りや災害時に支援が必要な人（要支援者※1）をあらかじめ把握し、名簿※2により地域の支援者が情報共有することで、見守りの互助・共助の輪を広める制度です。

民生委員・児童委員は、日々の見守り活動の中で制度の登録勧奨を行うなど、支援が必要な人の登録を進めています。

●登録するには？

支援が必要な人で、自分の情報が支援関係者で共有されることに同意した人が登録され、名簿に載ります。お住まいの地区の民生委員・児童委員を通じて登録するか、市（地域福祉課）の窓口で直接登録できます。

※対象と思われる人（75歳以上のひとり暮らしの高齢者など）には、民生委員・児童委員から登録の声かけをすることがあります。

●安心カードについて

制度登録者には安心カードを配布しています。緊急連絡先や医療身体状況などを記載し、自宅に備えておくことで、万が一のとき、自分の詳しい状況を周りの人に伝えることができます。

安心カードの情報は、市（地域福祉課・消防）と民生委員・児童委員のみで把握します。



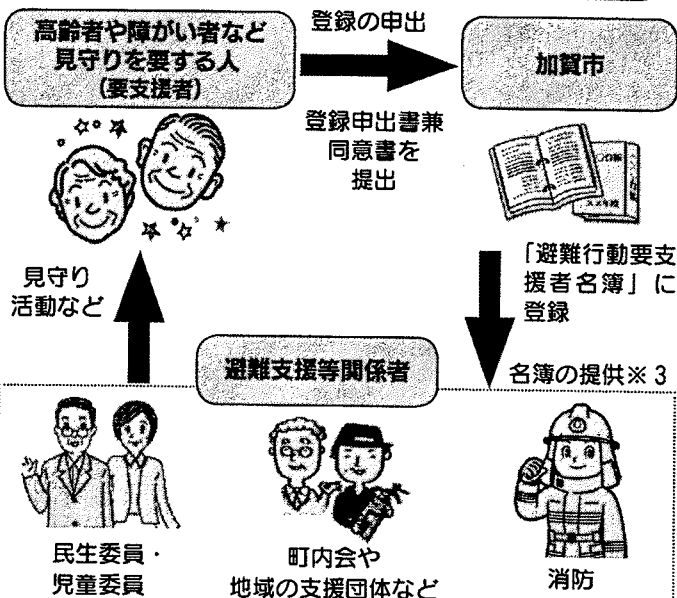
緊急時の連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
医療機関	
その他	

▲表面

医療・身体情報	
氏名	
住所	
電話番号	
医療機関	
その他	

▲裏面

地域見守り支えあいネットワークの概要



※1 要支援者とは？

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、介護や障がい認定で一定以上の判定がある人が主な対象です。長期に施設入所や入院している場合は対象となりません。

※2 名簿とは？

災害対策基本法により、「避難行動要支援者名簿」（要支援者の名簿）の作成が市に義務付けられました。

「避難行動要支援者名簿」の記載項目

基本情報：住所、氏名、年齢など

本人情報：申出の電話番号

支援が必要な理由：市が保有する介護、障がい認定の有無やひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯などを表記

※3 名簿の提供について

本人同意により作成した名簿は、民生委員・児童委員と町内会・消防で情報共有し、今後、地域の支援団体に広げていく予定です。

名簿の共有は、個人情報の取り扱いに関する協定書を結び適正な管理を行うとともに、毎年4月に市から名簿の更新を行います。

この制度は、登録した人と地域で見守り活動をしてくれる人の結びつきを促進するものです。見守り活動は善意による地域活動ですので、責任を課すようなことはありません。日ごろからの近所づきあいを大切にしましょう。

避難行動要支援者名簿の見方について

災害対策基本法においては、高齢者や障がい者など災害時ににおける避難行動要支援者を把握し、その名簿を作成することが自治体に義務付けられます。加賀市では支援の対象者(右側欄内⑥1～5参照)のなかで、地域見守り支えあい制度の登録に同意された方について、名簿を作成しています。日常から災害時まで幅広い支援体制を充実させるため、民生委員や区長、消防など避難支援等関係者で名簿を共有することにしております。

名簿の項目は、基本情報(住所・氏名など)と本人申請の情報(電話番号や緊急時の連絡先など)、支援を必要とする事由などで構成され、本人申請の情報以外は、市の保有する住民登録情報や障がい・介護関係の情報が記載されます。

- ⑥「避難支援を必要とする事由」欄は以下の5分類で表記されます。
1. 一人暮らし高齢者…75歳以上の単身高齢者
 2. 高齢者のみ世帯…高齢者のみの世帯(75歳以上)
 3. 介護認定……………要介護3以上
 4. 障がい認定……………身体障がい(肢体・視覚・聴覚の1～2級)、知的障がい(A・B)、精神障害(1～2級)、内部障がい者(心臓・じん臓・呼吸器)
 5. その他支援……………上記以外の事由による登録者

避難行動要支援者名簿

平成〇〇年〇月〇日現在

①市の住民登録の情報

②本人申請の情報

③市の介護、障がい関係の情報

※秘密保持厳守

④名簿は地区(行政区)単位で印刷します。名簿記載の順番は、住所地の順で並べます。

⑤同一世帯は並んで記載しますが、世帯内での順序は前後することもあります。

地区(行政区)名→大聖寺南町				緊急時の家族等の連絡先		避難支援を必要とする事由	備考
No	行政区名称	氏名	性別	生年月日	年齢	住所	
1	大聖寺南町	塩屋 太郎	男	1915/1/24	98	大聖寺南町ア1番地 加賀アパート201号 室	一人暮らし高齢者
2	大聖寺南町	片山津 一郎	男	1927/1/27	86	大聖寺南町ア2番地	一人暮らし高齢者
3	大聖寺南町	加賀 三郎	男	1935/1/22	78	大聖寺南町ア3番地	高齢者のみ世帯
4	大聖寺南町	加賀 花子	女	1925/1/23	88	大聖寺南町ア3番地	高齢者のみ世帯
5	大聖寺南町	大聖寺 花子	女	1965/1/25	48	大聖寺南町ア4番地	障がい認定
6	大聖寺南町	作見 太郎	男	1947/1/28	66	大聖寺南町イ1番地 コーポ加賀402号	介護認定
7	大聖寺南町	橋立 太郎	男	1913/1/29	100	大聖寺南町イ2番地	一人暮らし高齢者 介護認定 障がい認定
8	大聖寺南町	山中 太郎	男	1965/1/30	48	大聖寺南町イ3番地	その他支援
9	大聖寺南町	三木 花子	女	1935/1/26	78	大聖寺南町イ4番地	一人暮らし高齢者
10							

⑦支援事由が複数ある場合は列記されます。

(注意事項)

- ・この名簿は災害対策基本法第49条の10に定められた名簿であり、同法49条の13により、名簿記載の個人情報(秘密保持の義務が発生します。本来の目的以外の使用や私的利用により損害が発生した場合、賠償を求められることがあります)は厳重に管理してください。更新時には回収しますので、廃棄しないでください。
- ・名簿保管者が交代する際は、必ず新保管者に引継ぎをしてください。

加賀市地域見守り支えあいネットワークに登録しましょう

地域見守り支えあいネットワークとは？

日頃の見守りや災害時に支援が必要な人をあらかじめ把握し、名簿により地域の支援者が情報共有することで、見守りの互助・共助の輪を広める制度です。

「地域見守り支えあいネットワーク」の概要

ひとり暮らし高齢者や
障がいのある人など
(要支援者)



登録の申出



登録申出書兼同意書を提出



加賀市



『避難行動要支援者名簿』
に登録

名簿の提供

見守り活動
など



避難支援等関係者



民生委員



町内会や自主防災組織など

日頃の見守りから災害時まで幅広い支援体制を充実させるため、
『避難行動要支援者名簿』を使って、みんなで把握します。

対象になる人は？

日常的な見守り支援や災害時に避難支援を必要とする方（以下、要支援者と）が対象となります。（施設に入所されている方は対象になりません）

- 75 歳以上のひとり暮らし高齢者
- 75 歳以上の高齢者のみの世帯
- 要介護 3 以上の認定者
- 障がい者 ※身体障がい（肢体・視覚・聴覚の 1～2 級）、知的障がい（A・B）、精神障害（1～2 級）、内部障がい者（心臓・じん臓・呼吸器）
- 上記事由以外の希望者

登録はどうするの？

支援に必要なご自分の情報を提供することに同意した人が登録され、名簿に載ります。
お住まいの民生委員児童委員もしくは市（地域福祉課）の窓口で登録できます。

[illegible]

加賀市地域保守りえあいネットワーク **重要**

安心カード

注意・火事は **119番**

警察は **110番**
大聖寺警察署
☎72-0110



わたしが避難する場所：初めは _____ 次は _____ です。

緊急時の連絡先				市役所	年	月	日
（フリガナ） 姓（苗字）				市役所 電話	（ ） - （ ）		
姓（苗字）	加賀市	市役所まで の住所					
（フリガナ） 家族 連絡先	氏名	性別	電話番号	（ ） - （ ）			
氏名		性別	携帯電話	（ ） - （ ）			
氏名		性別	携帯電話	（ ） - （ ）			
近所クラブ などの会	氏名	電話番号	電話番号	（ ） - （ ）			
その他	① 緊急連絡先 氏名 電話番号 ② 近所クラブなどの会 氏名 電話番号 ③ その他			電話番号	（ ） - （ ）		

記入：加賀市地域保守りえあいネットワーク事務局（加賀市大聖寺1-1-1） ☎72-0110

市役所
大聖寺警察署

市役所
大聖寺警察署

医療・身体情報 (該当するものに○印または△をつけてください)

(ふりがな) 氏 名	作成日 年 月 日	期 型
生 年 月 日 大・関・平 年 月 日 生 (歳)		
かかりつけの 医師 病 院	科	
	科	
治療中の疾患	☐ 糖尿病 ☐ 腎臓病 ☐ 呼吸器疾患 ☐ 高血圧 ☐ 認知症 ☐ 脂質異常 ☐ 心臓病(ペースメーカーあり) ☐ その他()	
治療前までの 禁煙に要した期間	☐ 禁煙が容易 ☐ 中 ☐ 少々困難 ☐ 大変 ☐ 大変困難	)
禁煙がいつの状況	☐ 断煙 ☐ 禁煙 ☐ 断煙 ☐ 断煙	)
服薬治療 (禁煙後可能)	☐ インシュリン注射 ☐ 人工透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 人工肛門 導尿用カテーテル ☐ グルコース ☐ その他、呼吸器疾患(人工気管挿入)	)
		)

(ふりがな) 氏 名	作成日 年 月 日	期 型
生 年 月 日 大・関・平 年 月 日 生 (歳)		
かかりつけの 医師 病 院	科	
	科	
治療中の疾患	☐ 糖尿病 ☐ 腎臓病 ☐ 呼吸器疾患 ☐ 高血圧 ☐ 認知症 ☐ 脂質異常 ☐ 心臓病(ペースメーカーあり) ☐ その他()	
治療前までの 禁煙に要した期間	☐ 禁煙が容易 ☐ 中 ☐ 少々困難 ☐ 大変 ☐ 大変困難	)
禁煙がいつの状況	☐ 断煙 ☐ 禁煙 ☐ 断煙 ☐ 断煙	)
服薬治療 (禁煙後可能)	☐ インシュリン注射 ☐ 人工透析 ☐ 人工呼吸器 ☐ 人工肛門 導尿用カテーテル ☐ グルコース ☐ その他	)
		)

※(ふりがな) (期)は初診の期を記入してください。
 ※(大・関・平)は性別を記入し、男性は○、女性を△、年齢
 が不明な方は性別と年齢共に欄外に記入をお願いします。

「避難行動要支援者名簿」について

本人の同意により、個人情報と市が保有している情報（介護状況や障がいの状況など）をもとに避難行動要支援名簿を作成します。

本人同意により作られた名簿は現在、民生委員児童委員と町内会、消防で情報共有しています。名簿の共有には、個人情報取扱いに関する協定書を結び、適正な管理を行うとともに、毎年4月に市から名簿の更新を行います。

【お問い合わせ先】

加賀市役所 健康福祉部地域福祉課

TEL0761-72-7854

加賀市社会福祉協議会・加賀市民生児童委員協議会

TEL0761-72-1500

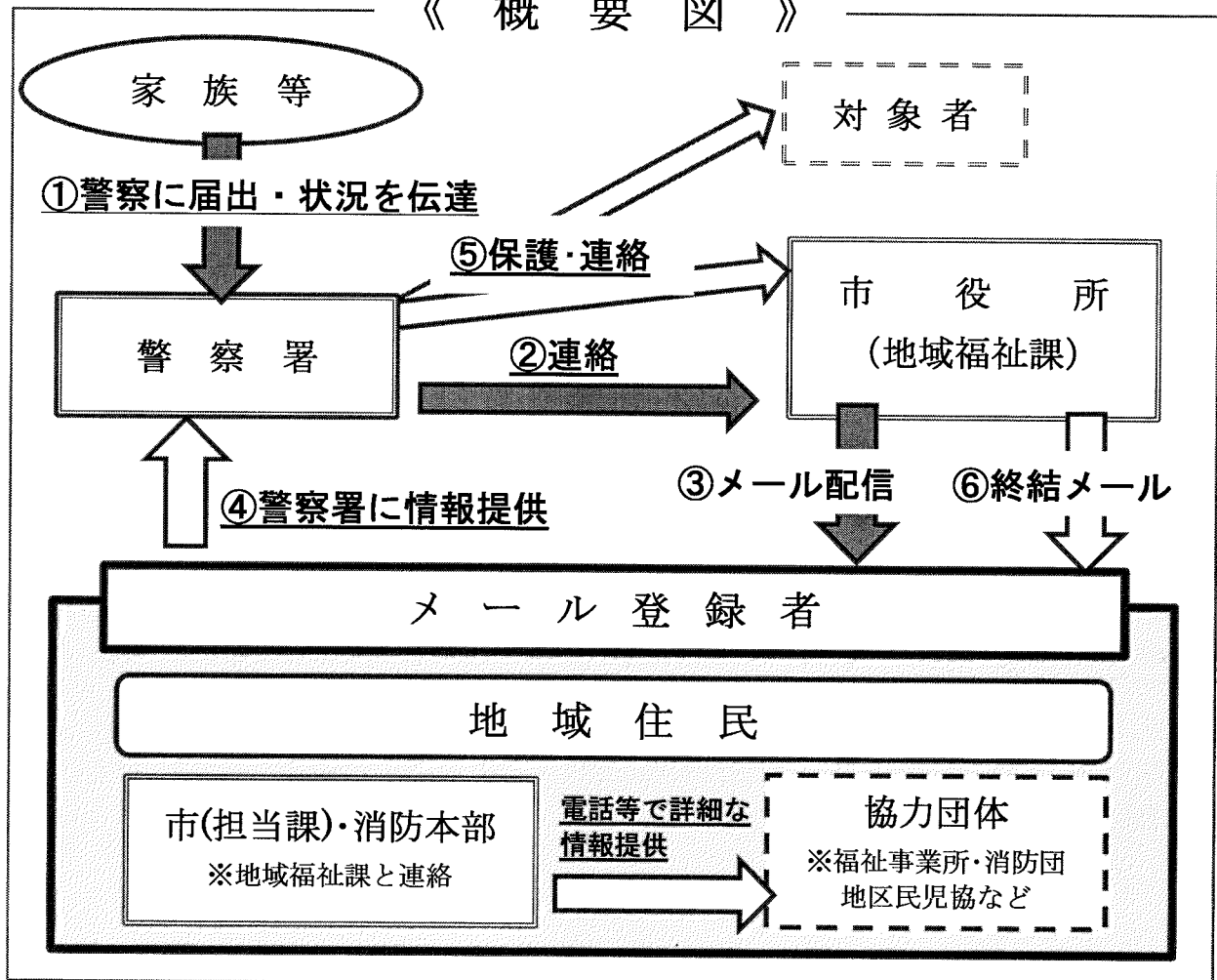
加賀市安心メール事業について

「加賀市安心メール事業（以下「事業」という）」は、住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会の実現を目指すため、要支援者が徘徊などで所在不明になった場合、家族等から依頼を受け、服装や特徴などをメールで配信し、地域住民から情報提供を得ることで、早期発見につなげる仕組みです。

《事業の流れ》

- ①対象者が所在不明の場合、家族等は警察に相談や届出を行い、警察は対象者に関する情報や状況を聞き取りする。
- ②警察は、聞き取りした内容を市に連絡する。
- ③市はメールアドレスの登録者に配信し、警察へ情報提供するように求める。
市（担当課）は必要に応じて、協力団体（対象者と関係性が高い福祉団体等）に対象者の詳細情報を提供し、早期発見を促進する。
- ④登録者・協力団体は、警察へ情報提供する。
- ⑤警察は対象者を保護し、市に連絡する。
- ⑥市は、登録者および協力団体に対象者を発見したことを配信する。

《 概 要 図 》



ゆるやかに地域を見守るネットワークにご協力を！

事業者

- 孤立化や虐待への理解と関心を持って頂き、通常の業務の中で、
- 支援等が必要な人に気づいていただく、
(アンテナを持っていただく)
- 気づいたら、市へ連絡

- ・見守る対象を特定するものではありません。
- ・声かけなどして確認する必要はありません。
- ・連絡しなかったことにより責任を問われる事はありません。
- ・緊急の場合は、警察、消防、救急等へ連絡して下さい。

ゆるやかな
見守り

情報

(気づいた内容)

- ・何か様子がちがう？！
- ・もしかして虐待？
- ・認知症による徘徊？

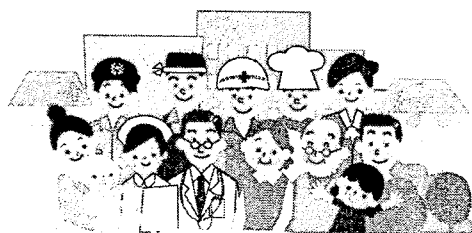
支援等

市

地域福祉課

72-7854

当直 72-1111



◎ 加賀市ゆるやかな見守り

市では、日常的に高齢者など
交流のある事業者が地域での見守
り活動を行う「ゆるやかな見守り
事業」を進めています。

この事業は、登録事業者の皆さ
んが、日ごろの活動の中で、業務
に支障のない程度の見守り活動を
行います。「普段と様子が違う」
「ちょっと気になる」という気づ
きがあれば、市に連絡をし、問題
を早期発見して、適切な支援につ
なぎます。

民生委員児童委員をはじめ、区
長・福祉協力員など地域の支援者
による見守り活動に加え、重層的
な見守り体制を推進し、住み慣れ
た地域で安心して生活できる地域
社会の実現を目指します。

※協力いただける事業者を募集し
ています。登録について、詳し
くは市ホームページをご覧ください。

固地域福祉課

☎ 72・7854

配達・訪問分野	訪問分野	店舗分野
・北國新聞販売店 (加賀中央・片山津・大聖寺・三谷・山代南部販売所、錦城新聞販売センター、栄井新聞店、加賀営業所) ・北陸中日新聞販売店 (山代販売店、作見・三谷・加南・加賀鹿島・片山津・動橋・大聖寺・山中・東谷専売所) ・生活協同組合コープいしかわ ・ワタミ株式会社宅食事業部 (石川加賀営業所) ・株式会社ヤクルト北陸 (山代サービスセンター・大聖寺サービスセンター) ・株式会社加佐ノ岬倶楽部 (移動スーパーかも丸くん) ・赤帽石川県軽自動車運送協同組合 (のだ急送、井上サービス、YNサービス、イナバ運送) ・加賀郵便局(郵便部)	・訪問理美容 Smize (スマイズ) ・石川県エルピーガス協会 加南支部 (マル斗、北陸プロパンガス商会、脇坂燃料店、吉田燃設、巻下燃料店、中田商事、加賀商事、氷見山商店、ENEOS グローブエナジー、大同ゼネラルサービス、加賀農業協同組合、木村住宅設備、イワタニ北陸、大城エネルギー、日根デンキ店、矢田郷商店、角出石油、織田燃料店、河崎石油、片山津温泉旅館協同組合、山本プロパンガス、岡田ガス石油、ヨシダ住設商会、下出宏商店、加賀ガスサービスセンター) ・株式会社北陸電力 (小松支社営業部) ・ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 (加賀営業所)	・コミュニティささやカフェ ・すぎはら薬局 ・株式会社マルエー ・株式会社西日本旅客鉄道 (JR加賀温泉駅) ・加賀温泉バス株式会社 (本社営業所) ・郵便局 (加賀局・山中局・動橋局・山代局・橋立局・片山津局・塩屋局・大聖寺菅生局・勅使局・大聖寺聖南通局・大聖寺中央通局・河南局・山代桔梗ヶ丘局・加賀松が丘局・塚谷局・加賀南郷簡易局・大聖寺春日簡易局)



私たちが皆さんを見守っています

加賀市地域包括ケアビジョンにおける主な協働事業

別冊資料1

【最重点事業】

協働事業	内容	事業名	主幹部局等
シニア活動応援事業	地域の高齢者の活躍の場づくりとして、支援や応援を必要とする市民へ、元気な高齢者が支援できる体制を構築する。 事業は、NPO法人かもママに委託し、H29年9月に事業を開始した。今後、人材&ニーズの把握を進める。	シニア活動応援事業	長寿課

【重点事業】

協働事業	内容	事業名	主幹部局等
JA元気村での買物と乗合タクシーとの連携による支援	地域での暮らし継続のため、交通手段の確保、高齢者の外出の機会の増加、地場産野菜の消費拡大、乗合タクシー利用増加を図る。	JA元気村との連携	農林水産課
		乗合タクシーの活用	企画課

【健康のまちづくり市内WG】

協働事業	内容	事業名	主幹部局等
健食健歩プロジェクト	身体面の健康だけでなく誰もが生きがいを持って安心して豊かな生活が送れるよう、行政と民間事業者、地域と住民が一体となってウォーキングやラジオ体操など、健康づくりを市民運動として普及推進する。 ・KAGA健康フェスタの開催 ・ラジオ体操ステーションの展開 ・ウォーキングマップの作成 ・アンチエイジング教室の開催 等	健康のまちづくり推進	健康課
		運動による健康づくりの推進	
		KAGAタニタ健幸くらぶ	
		KAGA健幸ポイント事業	

【H30 新規事業】

協働事業	内容	事業名	主幹部局等
総合相談の強化	毎週実施している総合相談を利用しやすく気軽に相談できる相談とするため、H30年4月から年10回程度、アビオシティを会場に開催する。併せて、消費生活相談や就労相談にも対応する。	総合相談「かけはし」	地域福祉課 くらし就労サポート室

【既存事業】

協働事業	内容	事業名	主幹部局等
地域みまもり体制の構築	地域住民による見守り体制の強化を目的としており、高齢者等の要支援者に対し、民生委員や区長をはじめとする地域住民や民間事業者等による見守り体制を構築する。 ・地区座談会の開催 ・民間事業者による見守り 等	【再掲】総合相談「かけはし」	地域福祉課
		地域見守り支えあいネットワーク事業	
		ゆるやかな見守り体制の構築	
		安心メール事業	
地域活動支援事業	住民全体、地域全体が活動できる仕組みをつくりだせる地域づくりを目的としており、地域で設置しているランチの活動やランチに配置されるコーディネーターの活動、サークル活動を支援する。また、住民の健康増進、介護予防、社会参加を促進するための活動を支援する。	地域包括支援センターランチ	包括支援センター
		地域コーディネート業務	
		おたっしやサークル活動支援	長寿課
		ボランティアポイント制度	
		【再掲】シニア活動応援事業	
生活支援事業	元気な高齢者の活躍の場をつくり、自身の介護予防と高齢者の日常生活支援を目的としており、高齢者等の生活支援と地産地消の両面から取り組んでいる。	【再掲】JA元気村と乗合タクシーの連携	農林水産課 企画課
		【再掲】シニア活動応援事業	長寿課
		高齢者宅への野菜配送事業	農林水産課 地域福祉課
かがすまいる事業	自分が暮らしやすい住まいを必要としている人に、空き家などの情報提供により住まいを確保する。	空き家情報提供事業	人口減少対策室

協働事業	内容	事業名	主幹部局等
在宅医療・介護連携推進事業	疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場所で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を図るもので、医療・介護の関係者で構成する在宅医療連携推進協議会を中心に課題整理・解決のための協議を行ない実践する。 ・在宅医療コーディネーター(つむぎ)の活用 ・診療情報システム(ID-Link)の構築 ・かが健康長寿講座、出前講座の開催 等	在宅医療・介護サービスの連携事業	地域医療推進室
		在宅医療・介護の情報共有の支援(ID-Link)	
		24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築	
		地域住民への普及啓発	
健康長寿推進事業	市民が健やかに生活し、老いることができる健康寿命の延伸を目的としており、行政をはじめ民間事業者や保健推進員、食生活改善推進員等が協働し、健診や保健指導、食と運動を通じた啓発普及活動等に取り組む。 ・健食健歩プロジェクトと連携 ・食生活改善推進 ・生活習慣病予防教室 ・地区座談会 等	特定健診・生活習慣病予防健診および保健指導	健康課
		保健推進員、食生活改善推進員の活動	
		健康長寿講座の開催	
		地域住民への普及啓発	
		【再掲】健食健歩プロジェクト	

消費生活センターニュース

1 架空請求ハガキは無視しましょう！

◆右記のような「国民訴訟通達センター」、

「消費者訴訟告知センター」などを名乗

る機関からハガキが届いたとの相談が

急増しています。

◆未払いがあると思わせ、「裁判所に訴状

が提出された」「給与、動産物・不動産物

の差し押さえ」などと不安をあおって相談

するよう誘導し、訴訟取下げ費用として、

お金を請求する詐欺の手口です。

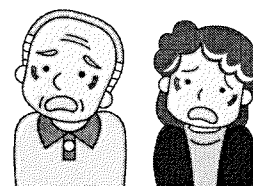
◆連絡した消費者より、弁護士を名乗るものの指示でコンビニで電子マネーギフト

券を購入しお金を支払ってしまったとの相談も寄せられています。

◆連絡してはいけません！

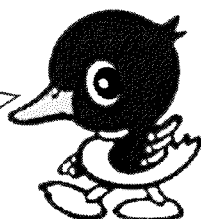
相手にせず、無視しましょう！

◆不安なときは、消費生活センターへご相談下さい。



「消費者庁イラスト集より」

ひとりで抱え込まずに
お気軽にご相談下さい



加賀市消費生活センター

(加賀市役所地域福祉課内)

TEL 72-7857

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知いたしましたのは、貴方の利用されていた契約会社、
ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出
されました事をご通知いたします。管理番号(わ)284 裁判取り下げ
最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告
側の主張が全面的に受理され、執行官立会いのもと、給与の差し押さえ
及び動産物、不動産物の差し押さを強制的に履行させていただきま
すので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願い致
します。裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜って
おりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず本人
様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成〇〇年〇月〇〇日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞ヶ関3丁目 ■—■

取り下げ等お問い合わせ窓口 03-■■■■■—■■■■■

受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

2 「お試し」のつもりが定期購入に！

インターネットの広告を見て、「お試し100円」とあった
ダイエット食品を申し込んだ。商品が届き代金を
払ったが、しばらくして2回目の商品発送メールが
届き、4回購入が条件の定期購入契約であることがはじめて
わかった。



「消費者庁イラスト集より」

定期コースなので解約できません。



定期購入するつもりはなく、事業者に2回目以降解約したいと
申し出たが、定期購入が条件であると応じてくれない。解約したい。

- ◆通信販売で「お試し価格」として格安を強調する広告には、初回だけ格安だが2回目からは定価であったり、数回以上の定期購入などの条件が設けられている場合があります。
- ◆法律の改正により、商品の売買契約を2回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間、その他の販売条件を通信販売の広告に表示することが義務付けられました。（平成29年12月1日より）
- ◆申し込みの際は、定期購入になっていないかなど、広告や注文画面を隅々まで読み、契約内容をしっかり確認しましょう！



加賀市消費生活センター

契約トラブルでお困りのときはご相談ください

（加賀市役所地域福祉課内）

TEL **72-7857**

相談時間

月～金 午前 9:00～午後 5:00 ※土日・祝日・年末年始を除く

OPEN!

「働きたい」「働き続けたい」を一緒にカタチにしよう！

まるごとワーク加賀

仕事に対して
自信がない

自分に合った
仕事が
わからない...

家族がずっと
働いていない。
仕事・将来が
心配...

子育て
しながら
働きたい...

そんなお悩み、お聞きます！

相談サポート

仕事や、家族・暮らし・家計などの
お悩みや不安の解決策を
一緒に考えましょう！
無料でご相談できます。秘密は守ります。

しごと 体験・見学

まずは試してみましょう！
初めての仕事でも
「おためし」できます！



ステップ アップ

就労に向けた
ビジネススキル等の
ステップアップを
応援します！

丁寧な マッチング

あなたの持ち味を
活かせる会社・仕事を
一緒に探します！

まるごとワーク加賀

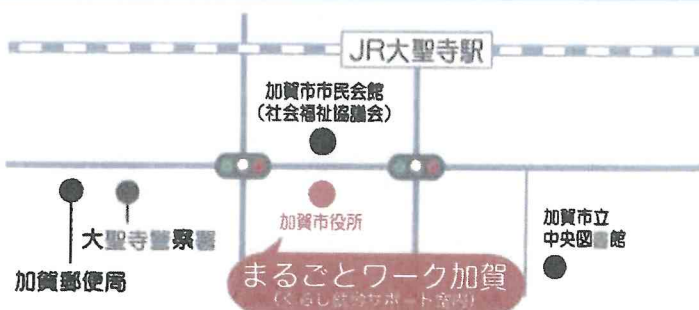
(加賀市役所 暮らし就労サポート室内)
石川県加賀市大聖寺南町二41番地

まずはお電話ください！



0761-72-1370

(8時半～5時 土日祝、年末年始除く)



就労体験を通じて人材の成長と企業の発展をサポートします

まるごとワーク加賀 登録企業を 募集しています！



まるごとワーク加賀とは？

加賀市が立ち上げた、相談者への「自立相談支援」と「無料職業紹介」の機能を併せ持ち、企業の雇用を支援するワンストップ窓口です。

求人を出してもなかなか人が集まらない、人を雇ってもすぐに辞めてしまう・・・といった人材の確保に悩む『企業』と、自分に合った仕事に巡り合えずに暮らし・就労に悩みを抱える『相談者』を職場見学や就労体験を通してマッチングし、人材の成長と企業の雇用を支援していきます。

POINT1 職場見学・就労体験を通じた人材の紹介

- 相談者は、「家庭の事情により、フルタイムで働くのが困難」「コミュニケーション、人付き合いが苦手」で職場に馴染みにくい」「病気や障がいにより、できる仕事限定される」「高齢のため、なかなか仕事に就きにくい」「ニート、ひきこもりなどで、就職活動の仕方がわからない」などの悩みを抱えています。
- 職場見学・就労体験を受け入れることで、企業は相談者と事前にコミュニケーションがとれ、スキルや特性を知ること、お互いの不安を減らすことができます。採用につながった場合、人材にあった業務にスムーズに配置することができ、ミスマッチを減らし、定着につなげやすくなります。
- 職場見学・就労体験の期間は賃金の支払いは不要、期間は限定され、体験に際しての傷害・損害保険も用意されています。また、受け入れ期間中は支援員がフォローしますので安心してください。

POINT2 採用後も支援を継続

- 採用後も働き続けられるように支援員が企業と相談者の両方の声を聴きます。

POINT3 そのほかにも・・・

- 合同面接会の開催等、登録企業の雇用を支援していきます。

職場見学・就労体験の進め方

職場見学・就労体験の概要

職場見学

- 実施期間：1 日
- 実施時間：1 時間程度
- 実施内容：事業所内の見学・説明

就労体験

- 実施期間：1 週間程度
- 実施時間：2 時間～ 8 時間
- 事業所内の業務全般もしくは一部

受け入れまでの流れ

お問い合わせ

「まるごとワーク加賀」にお気軽にお問合せください。

支援員訪問

支援員がお伺いし、就労体験の対象業務や進め方などについて相談します。

受入手続き

所定の登録用紙を提出ください。

職場見学

支援員が体験希望者に同行し、職場見学を行います。

就労体験実施

1 週間程度の就労体験を行います。
体験期間中は可能な限り支援員が同行します。

体験後にマッチングが可能であれば、採用につなげることができます。

採用事例



20 代男性

専門学校を卒業後に数か所の企業で働くものの失業。「まるごとワーク加賀」の相談窓口を訪れ、就労支援を開始。
支援員と面談する中で今までの経験職種を含めたキャリアコンサルティングを実施し、職場見学に行きました。
未経験の業種でしたが、仕事内容が確認でき、本人が就労体験を希望、企業側も快く受け入れ、2 週間の就労体験を実施しました。
就労体験後、企業からは「就労体験を通じて人柄を知ることができ、安心して採用できます」との感想が聞かれ、本人の希望があれば雇用を考えるとの言葉をいただきました。

■ 問い合わせ先

まるごとワーク加賀（加賀市くらし就労サポート室内）

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地 TEL 0761-72-1370 FAX 0761-72-7797

なや

ひとりで悩まず はな 話してください

そうだん むりよう
相談無料
ひ みつげんしゅ
秘密厳守

しごと
生活や仕事のことなど、
そうだん
相談ください

しつぎよう しゅうにゆう
失業などで収入がなく
せいかつ こま
生活に困っている



けいざいてき りゆう
経済的な理由などから
こ のそ
子どもに望むような
べんぎよう
勉強をさせてやれない

そうだん
どこに相談
していいのが
わがらない...



むすこ
ずっと息子が
はたら
働いていない
しょうらい しんばい
将来が心配

はたら
働いているのに
せいかつ くる
生活が苦しくて
なや
悩んでいる





みなさんの自立した暮らしを サポートします。

まずはご相談
ください!

生活や仕事などでお困りの方に対して専門のスタッフが話を聴き、
一人一人の状況に応じて相談や就労を含めた支援が行われます。

たとえば



こんなことで
困って
いませんか?

仕事のこと

- 理由もなく解雇された
- 働く意欲があるけれど、自信がない
- 仕事が続かない
- 就職活動は何から始めれば良いかわからない など



お金のこと

- 家計の状況で悩んでいる
- 家賃や電気やガスなどの公共料金を滞納している
- 借金の返済が大変だ など



生活のこと

- 長くひきこもっていて、社会参加したいが、どうすれば良いかわからない
- 周囲に頼る人がいない など



ご相談(ご利用)方法

ご相談方法

1

電話での相談

お気軽にお電話でご相談・お問い合わせください。

ご相談方法

2

窓口での相談(来所)

事前にお電話などで時間と場所を決めて、丁寧にお話を伺います。

ご相談方法

3

ご自宅などをお伺いしての相談(訪問)

来所でのご相談が難しい場合は、ご自宅などを訪問させていただきます。

くらし就労サポート室 0761-72-1370
加賀市社会福祉協議会 0761-72-1500

受付

月～金曜日(祝祭日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

